河合町議会議長 谷本 昌弘 殿

提出者 河合町議会議員 中山 義 英 養 河合町議会議員 梅 野 美智代 赞成者 河合町議会議員 极 本 博 道 赞成者 河合町議会議員 大 西 孝 若 赞成者 河合町議会議員 佐 藤 利 一 養成者 河合町議会議員 馬 場 千惠子 費成者 河合町議会議員 岡 田 康 則

河合町議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

河合町議会基本条例の一部を改正する条例

河合町議会基本条例(令和2年9月河合町条例第29号)の一部を次のように改正する。 第19条の見出し中「説明及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。 第21条中「基づき議会の議決すべき事件を条例で別に定める」を「基づく議会の議決 事項は、次に掲げる事項とし、町政全般にわたる重要な計画等であることから、議会が積 極的に審議を行う」に改め、同条に次のただし書及び各号を加える。

ただし、前の計画から趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は、この限りでない。

- (1) 総合計画の基本構想及び基本計画
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に基づく市町村の都市 計画に関する基本的な方針
- (3) 子ども・子育て支援事業計画
- (4) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画
- (5) 障がい者計画及び障がい福祉計画
- (6) その他重要と認められる町の計画 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年7月19日

奈良県北葛城郡河合町議会